

広告可能な事項の例

施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所、あはき師の業務の種類

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師（鍼師）、きゅう師（灸師）
- ・柔道整復師
- ・これらの資格名称と併せて「国家資格保有」の表記（あん摩マッサージ指圧師（国家資格保有）、柔道整復師（国家資格保有）等）

施術所の名称

- ・提供する施術業態を特定せずに「施術所（院）」と表記した名称（○○施術所（院）等）
- ・提供する施術業態に「治療院（所）」「療院（所）」を付けた名称（○○鍼灸治療院、○○鍼灸療院、○○鍼灸治療所等）
- ・マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記した名称（○○マッサージ、はり・きゅう○○等）
- ・施術所が併設されている場合等に併記した名称（○○接骨院・鍼灸院、○○接骨院・○○鍼灸院等）

施術所の電話番号及び所在の場所

- ・FAX番号、フリーダイヤルである旨、電話の受付時間等
- ・郵便番号、最寄駅等からの道順及び所要時間、案内図、地図等
- ・電子メールアドレス、ウェブサイトのURL、QRコード等

施術日又は施術時間

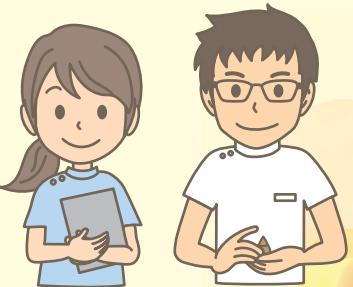
- ・時間による施術内容の別（午前施術・午後出張施術等）
- ・受付時間、施術曜日、休日（休療日）
- ・施術のほか初検、再検、往療、施療と表記すること（往療日、施療日、施療時間等）

施術所の開設届出をした旨

- ・○月○日 ○○県 開設届出済

広告不可な事項の例

- ・東洋医学療法、伝統鍼灸、漢方、整体、カイロ等といった、あはき、柔整以外の業務の種類や、これらの民間資格を保有している旨
- ・外国におけるあはき師、柔整師といった類似資格を保有又は経歴を有している旨



あん摩マッサージ指圧師・ はり師・きゅう師・柔道整復師の 広告ガイドラインについて

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の
広告規制について紹介します。

医療保険療養費支給申請ができる旨

- ・医療保険により利用者は施術費用の一部負担で施術を受けることができます
- ・一旦施術費用の全額を負担いただきますが、後で保険者に対してその費用の一部を請求することができます
- ※あはきの施術所等・医師の同意が必要な旨の明示が必須
柔整の施術所等・脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨の明示が必須

- ・厚生労働省認定・認可、指定
・都道府県知事認定・認可、指定

- ・各種保険取扱い
・労災保険取扱い
・自賠責保険取扱い
・交通事故取扱い等

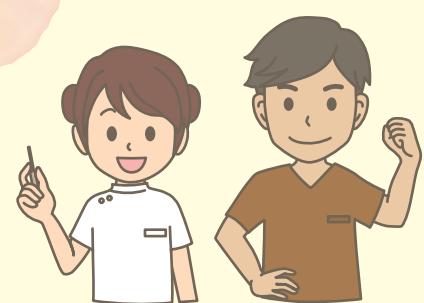
出張による施術の実施

- ・出張可能な範囲・地域、出張に応じる施術者名
- ・出張に対応する時間等（午前、午後の別を含む）
- ・往療と表記すること
- ・「訪問施術の実施」の表現

- ・訪問診療、往診等、「診」と表記すること

その他

- ・予約優先である旨、FAX・電子メール等で予約を受け付けてい る場合はその旨
- ・駐車場の有無、場所、写真、料金、収容可能台数等



令和7年2月に、あはき・柔整広告ガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、あはき・柔整の利用者に対し適切な施術所等を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、その選択の支援と利用者の安全向上を図るとともに、あはき・柔整等の広告の適正化の推進を図ることを目的として策定するものです。

広告規制の対象範囲

誘引性、特定性、認知性を全て満たす場合に広告に該当するものと定義した上で、広告規制の対象者、広告媒体の具体例、広告とはみなされないものの具体例等について記載しています。

- 【誘引性】利用者を施術所等に誘引する意図があること
- 【特定性】施術者の氏名又は施術所等の名称が特定可能であること
- 【認知性】一般人が認知できる状態にあること

施術者・施術所等だけでなく、マスコミや広告代理店等、「何人も」規制の対象となります。

広告可能な事項

あはき師法・柔整師法等に限定列挙されている広告可能事項の具体的な内容について記載しています。

- 保有する資格名称とともに「国家資格保有」の表記が可能であることを明記
- 国家資格保有者による業態であること等を利用者が認知できる名称であることが必要
 - ex) ○○施術所、施術業態+治療院は可
- 医療機関と紛らわしい、別業態と紛らわしい、施術内容や効能を含む等の名称は不可
 - ex) クリニック、整体、小顎矯正等は不可

禁止される広告等

あはき師法・柔整師法等の禁止事項に加え、他の広告関連法令による禁止事項を記載するとともに、あはき・柔整の広告として適切でなく広告すべきでないものについて記載しています。

- 施術者の技能、施術方法、経歴は不可
- 医療法、医薬品医療機器等法、健康増進法、景品表示法、不正競争防止法等の遵守が必要
- 虚偽広告、誇大広告、比較優良広告、公序良俗違反等の広告は不適切



相談・指導の方法

違法性が疑われる広告等に対し都道府県等が指導等の措置を適切に実施できるよう、構築すべき体制や指導上の留意事項について記載しています。

- Point 苦情相談窓口を明確化し地域住民へ周知するとともに、消費者行政機関と連携すべき
- 違法性の判断に迷う場合は厚生労働省へ照会
- 悪質なケースは告発を検討
- 罰金刑に至った施術者は受領委任協定等違反となるため、都道府県等から地方厚生局等へ通知

ウェブサイト等の取り扱い

インターネットを通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状に鑑み、ウェブサイト等の適切な在り方について記載しています。

- Point ウェブサイトは「認知性」を満たさないものとして原則として広告には該当しない
- バナー広告、SNS 等は広告要件を満たす可能性があるので留意
- 虚偽、比較優良、費用の過度な強調等は不適切
- 自費施術に係る費用やリスク等は広告すべき

無資格者の行為に関する広告

これまで無資格者の行為による事故や不適切広告の情報等が多く寄せられてきたことを踏まえ、無資格者による広告の適切な在り方について記載しています。

- Point 虚偽、比較優良、費用の過度な強調等は不適切
- 国家資格を必要とする業を行っていると利用者に誤認を与えるような表示は不適切
- あはき師法・柔整師法の規制外であるため、関係団体等による自主的な取組を促すもの

あはき・柔整の広告に関するご相談は、施術所等の所在地を管轄する自治体の窓口にご連絡をお願いします。